

6 申込みに必要な書類

- ◆①～⑦までの書類をすべて児童1人につき1枚ずつ提出した時点で正式な申込みとなります。(④は該当者のみ)
 - ◆①②③⑤⑥⑦の書類は桶川市ホームページからもダウンロードできます。
 - ◆同時に弟妹の保育施設等を申請する場合、就労証明書は写しで構いません。申込人数分の枚数をご用意ください。
- ※民営クラブ併願の場合は、提出された申込書類の写しを市から民営クラブに提供します。(4月入室申込時のみ)

① 放課後児童クラブ入室申込書

② 児童家庭調書

- ※必ず日中に連絡可能な連絡先を記入してください。
- ※保護者が単身赴任の場合、会社名の欄に本人の住所(または所在地)を記入してください。

③ 保育を必要とすることの証明書 (きょうだいで同時申込の場合、1部原本、他コピー可)※下表参照

保護者および同居する18歳以上65歳未満の親族等全員分(祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まいの場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。また、高校生は不要です。)

1) 就労の場合	就労証明書 ・令和7年9月1日以降に証明されたもので令和8年4月1日時点の内容を記載してください。 ・就労が内定している場合も就労予定を記載してください。 ・現在、就職活動中の学生の場合は、2)の「就学」として必要書類を提出してください。就労が決まり次第、就労証明書の提出が必要です。 ・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。(自営業の場合は本人が記入) ・有期雇用の場合は、雇用期間の終了までが承諾期間となります。(雇用期間が終了する前までに、新しい雇用期間の就労証明書の提出が必要です。) ・自営業の場合、以下の添付書類を併せて提出してください。 客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し 例:個人事業の開業届、確定申告書の控え、源泉徴収票、申込み日前月分の仕入伝票や報酬記録等
2) 就学・出産・障害・疾病・その他の理由の場合	<u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u> (a)保育を必要とする状況申告書 令和8年4月1日時点の状況が分かるよう記載してください。 (b)理由別に以下の書類を添付 【就学】 在学証明書及び授業の時間が分かるカリキュラムの写し 【出産】 母子手帳の表紙及び分娩(出産)予定日記載のページの写し 【障害】 手帳等の写し 【疾病】 診断書の写し(診断書(証明日が令和7年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)
3) 介護・看護の場合(同居の親族に限る)	<u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u> (a)介護・看護状況申告書 (b)介護・看護を受ける人の診断書又は手帳等の写し (診断書(証明日が令和7年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)
4) 求職中の場合	求職中の状況申告書

④ 添付書類 (該当者のみ提出)

ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し (対象外世帯の場合は戸籍謄本等) ※児童家庭調書の「家庭状況」の欄に記入してください。 ※上記書類が間に合わない場合、離婚届受理証明書でも構いません。上記書類が整い次第、早急に提出してください。
離婚調停(裁判)中で、ひとり親の扱いを希望する場合	離婚調停(裁判)を証明する書類 ※公的な証明書等がない場合は、両親の保育を必要とする証明書類の提出が必要です。
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の方	生活保護受給証明書の写し
令和7年1月1日時点で桶川市内に住民票がなかった方	令和7年度 課税非課税証明書等 課税状況が分かる書類 ※P5 申込時の注意事項(3)をご確認ください。

⑤ 健康調査票

必要に応じ、本人の診断書や障害者手帳、療育手帳、アレルギー疾患用学校生活管理指導表等を添付してください。

⑥ 放課後児童クラブ申込状況確認表(4月申込時のみ)

公営クラブは通学予定の小学校敷地内に設置されているクラブのみ申請可となります。
 併願申込を市で受け付けるのは4月入室申込時のみです。5月以降の申込は各民営クラブへお願いします。

⑦ 重要事項確認表